ACSES ニュースレター_２３７０号（2022 年 8 月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇致死濃度５７倍以上の硫化水素、秋田焼山付近の国道６００ｍは駐停車危険地帯〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・違法な時間外労働 全国１万か所以上で確認 厚労省 立ち入り調査〈放送報道〉
・「うまい棒」製造メーカーで長時間労働の疑い　時間外 120 時間超も〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・日野自エンジン不正、全機種に拡大　小型トラックでも発覚、出荷停止―最大で９３万台〈Web 報道〉／運送業界、影響を注視　日野自、出荷停止が拡大〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 112 号）〈官報〉
[4] 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第 9 号）〈官報〉
[5] 温暖化対策関係
◇料理のＣＯ２排出量、メニューに表示　英レストラン〈Web 報道〉
[6] 環境安全関係
◇公害の時代に子どもが思ったこと　四日市の団体が冊子に〈新聞報道〉
[7] エネルギー問題
◇「今週一週間の電力需給の見通し（8 月 20 日～8 月 26 日）」を公表しました〈経済産業省〉
◇大型バイオマス発電、続けられる？　燃料輸入頼み、価格や環境不安〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　１件
[9] その他省庁発表　　５件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　７件
[11] その他　　１件

赤花夕化粧（アカバナユウゲショウ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇致死濃度５７倍以上の硫化水素、秋田焼山付近の国道６００ｍは駐停車危険地帯

＜読売新聞　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220821-OYT1T50116/

秋田焼山（秋田県鹿角、仙北市、１３６６メートル）近くの仙北市田沢湖玉川の叫沢周辺の火山ガスから、人間の致死濃度の５７倍以上の硫化水素が検出されたことがわかった。秋田県総合防災課は、付近の国道３４１号の約６００メートル区間で駐停車しないよう呼びかけている。

硫化水素は「卵が腐ったような臭い」を感じるガスで毒性があり、濃度が高いと即死の可能性がある。県総合防災課によると、５月下旬に仙北市の住民から県に「ササが枯れている」と連絡が入った。県は気象庁仙台管区気象台に火山ガスの調査を依頼し、林野庁秋田森林管理署などと注意喚起の看板を設置した。

６月の調査結果では、硫化水素が致死濃度の７００ｐｐｍをはるかに上回り、計器の上限の４万ｐｐｍ以上と検出された。県は専門家と協議した上で、国道は通行止めにしないものの、駐停車すると危険な約６００メートル区間について、環境省などと注意を呼びかけている。

同課の担当者は「夏の観光に利用されることもある道路。注意区間で駐車したり、立ち止まったりしないようにしてほしい」と話す。

県内では、１９８６年に叫沢地区で観光客が火山ガスを吸って死亡する事故が起きている。

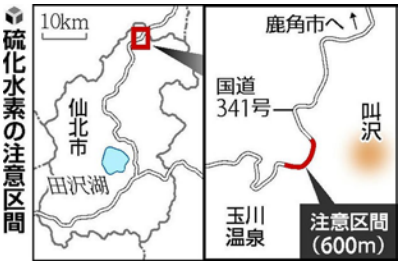

◇その他の事故、事件

・違法な時間外労働 全国１万か所以上で確認 厚労省 立ち入り調査

＜NHK　2022 年 8 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220822/k10013781601000.html

長時間労働が疑われる事業所に対して厚生労働省が行った立ち入り調査で、昨年度は全国の 1 万か所以上で実際に違法な時間外労働が確認されたことがわかりました。

厚生労働省は昨年度、労働者からの申告があるなど長時間労働が疑われる全国 3 万 2025 の事業所に立ち入り調査を行いました。

その結果、労使協定の上限を超えて残業させたりするなど、実際に違法な時間外労働が確認されたのは 1 万 986 か所に上りました。

違法な時間外労働が確認されたうち、1 か月の残業が 80 時間を超えたケースは 4158 か所、100 時間を超えたケースは 2643 か所ありました。

中には、残業が月に 246 時間に上る悪質な事例もあったということです。

また、残業代の未払いも 2652 か所で確認されました。

厚生労働省は「コロナ禍からの経済活動の回復が徐々に進む一方、採用を増やすまでには至っていない事業所が多く、今いる従業員に業務が集中した可能性がある。長時間労働は、健康被害につながりうるので、指導を徹底していきたい」としています。

・「うまい棒」製造メーカーで長時間労働の疑い　時間外 120 時間超も

＜朝日新聞　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8Q46YJQ8QUJHB001.html

スナック菓子「うまい棒」を製造する茨城県常総市の菓子メーカー「リスカ」で違法な長時間労働があったとして、常総労働基準監督署は 22 日、法人としての同社と、武藤秀二社長を労働基準法違反の疑いで書類送検し、発表した。

発表によると、同社は 2021 年 1～11 月、同市内にある石下工場の従業員 9 人に対し、時間外労働に関する労使協定（36 協定）で定められた上限を超えて働かせた疑いがある。1 カ月あたりの時間外労働が 100 時間を上回ったり、複数月の平均で 80 時間を超過したりし、最長で月に約 120 時間に及ぶ例があったという。

リスカのホームページによると、同社は 1971 年創業。うまい棒などの菓子を製造している。

同社総務部の担当者は「従業員が集まらないことなどが背景になって、数年前から長時間の時間外労働が指摘されていた。書類送検されたことについては、反省すべき点が多い。会社を挙げて再発防止に取り組む」と話した。

◇事故、事件の続報

・日野自エンジン不正、全機種に拡大　小型トラックでも発覚、出荷停止―最大で９３万台

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082200357&g=eco

日野自動車によるエンジンの排出ガスや燃費のデータ改ざんをめぐり、同社は２２日、小型トラック向けで新たな不正が判明し、同日付で主力の小型トラック「日野デュトロ」の出荷を停止したと発表した。不正は同社が現在生産するすべてのエンジン機種に拡大。大半の車種が国内での販売を停止する異例の事態となり、同社の業績に加え、取引先への打撃が避けられない。

不正の対象となったエンジンの搭載台数は、具体的な機種が判明している２００９年以降で約５６万台から約６４万台に拡大。同社の特別調査委員会が認定した０３年以降の不正対象（機種未確認）も含めると最大８６万台から最大９３万台に拡大した。

小木曽聡社長は同日午後、オンラインで記者会見し、「追加の不正が判明したことは大変重大かつ深刻で弁解の余地がない。改めて深くおわび申し上げる」と陳謝。経営責任について「厳正に対処したい」との考えを改めて示した。新たな不正発覚で進退問題に発展する可能性もある。

親会社トヨタ自動車の豊田章男社長は「極めて残念。信頼に足る企業として生まれ変われるのか注視したい」とのコメントを発表した。

「日野デュトロ」は累計販売台数約７万６０００台。国土交通省の立ち入り検査の中で、本来２回以上行う必要がある排出ガス測定を１回しか実施していなかったケースがあった。日野自は、環境性能として規制値を超過する可能性は認められていないと説明している。

小木曽社長は会見で、トヨタ製エンジンを搭載した小型トラックや海外向けなどを除き、国内生産の約６割、国内販売の９９％が停止するとの見通しを示し、「(業績に）非常に大きな影響になる」と語った。

トヨタは同日、不正が判明した日野自製エンジンを搭載するトラック「ダイナ」の出荷停止を発表した。長田准執行役員はオンラインで取材に応じ、「日野自の再建は日野自が考えるのが大前提」と強調。「まずは世間から信頼してもらうことが先」と述べ、資金支援には言及しなかった。

日野自の不正は３月に発覚。今月２日には、不正が少なくとも０３年から行われ、国交省に虚偽の報告をしていたことも判明した。

・運送業界、影響を注視　日野自、出荷停止が拡大

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082200872&g=eco

日野自動車の新たな不正発覚は、国内向けのほぼ全ての車種が出荷停止に追い込まれる前代未聞の事態を招いた。２０２１年度の国内販売シェアは中・大型トラックが３９％、小型も３６％に及び、運送業界に深刻な影響を与えかねない。同社製トラックを利用する運送会社は、今後の事業に影響しないか注視している。

全日本トラック協会（東京）によると、出荷停止によって運送会社が新車を購入できなくなれば、当初予定していた年数を過ぎても使い続けたり、他のメーカーに乗り換えたりすることになる。ただ、使用年数が延びると車検の際の部品交換費用がかさむなど、負担は重くなる。担当者は「一日も早く安心安全な車を市場に供給してほしい」と訴える。

ヤマトホールディングスは、中・大型トラックの出荷停止に関しては大きな影響がないとみている。ただ、小型トラックは保有する車両全体の約７割を占めており、「日野自と連携し、影響を確認していく」（広報）と話す。佐川急便も日野自から詳細な情報が届き次第、影響を確認する方針だ。

日野自のデータ不正をめぐっては、米国の運送事業者などが日野自や親会社のトヨタ自動車に対し、過去の不正行為などで損害を受けたとして賠償を求める訴訟を現地で起こしている。日本国内でも運送業界への影響が拡大すれば、同様の事態に発展する可能性がある。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-ZbjB6J98VLrwaRY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ZrvC65x_V7nzehY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月22日版）

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=OzaLXM5ZJxWbf-hBY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bLHI4ZZ1XbP6QBY

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bLHI4ZZ1XbP6MBY

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bISkS7n027qOkBY

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bISkS7n027qOoBY

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_ZIysQ7H807KGuBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン３回目接種の接種対象者数と接種状況について更新しました。

＜厚生労働省　2022年8月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m37DFIYRb13TN6QJY

・ワクチン接種　米・英・韓にあって日本にないもの

＜毎日新聞　2022年8月22日＞　https://mainichi.jp/articles/20220821/k00/00m/040/096000c

新型コロナウイルス感染症の発生当初から厚生労働省を足場に取材してきました。ずっと感じてきたのは、この国の行政はデータを収集し、政策判断に生かすことが不得手だなということ。そんな中、ワクチンを巡って１人の研究者の奮闘を知り、小さな希望を見いだしました。【くらし医療部・横田愛】

「日本にも必要じゃないですか？」。国内で新型コロナのワクチン接種が始まる直前の昨年２月、厚労省の幹部に質問をぶつけて回ったことがある。反応は芳しくなかった。「できたらいいとは思うが……」「無限のお金と人があればできるんじゃないの？」

私が必要だと考えたもの。米国や英国、韓国や北欧諸国にあって日本にないもの。それは、実用化されたワクチンの安全性を検証するための大規模データベース（DB）だ。

ワクチンは、病気の治療に使う医薬品と異なり、健康な人に接種する。…

◇実践！感染症講義 -命を救う５分の知識-

新型コロナ　緩む機内感染の追跡　進む感染リスクの許容

＜毎日新聞　2022年8月22日＞

https://mainichi.jp/premier/health/articles/20220819/med/00m/100/026000c

新型コロナウイルスの主流株がオミクロン株に置き換わり、さらにそのオミクロン株も変異を繰り返しています。ますます感染力が強くなった新型コロナウイルスは、飛行機内ではどの程度のリスクとなるのでしょうか。過去の連載「新型コロナ『発熱でも出勤要請』『陰性でも自粛』」では、機内座席の近くに陽性者がいたというだけの理由で詳細を一切知らされないまま2週間の自己隔離を要請された太融寺町谷口医院（以下、谷口医院）の患者さんの話を紹介し、その理不尽さを指摘しました。今回は、そのあまりにも厳しすぎるルールの変遷について、そして実際のリスクについて私見を交えて述べたいと思います。

上記の過去のコラムで紹介したように、飛行機内の「濃厚接触」の定義は、以前は国立感染症研究所感染症疫学センターにより「国際線においては患者（確定例）の前後2列以内の列に搭乗していた者、国内線においては患者（確定例）の周囲2メートル内に搭乗していた者をそれぞれ原則とする」とされていました。

3月末からのルール緩和

ところが、厚生労働省は2022年3月29日、国際線の機内の濃厚接触の「定義」及び機内の「ルール」の改定を発表しました。同省は「検査陽性者の同行家族のみ『機内濃厚接触者』として取り扱い、今後自治体に情報共有を行うこと等としました」と新しいルールを説明しています。つまり新ルールでは、感染者の家族でない限り、たとえ感染者の横の席に座っていたとしても、「濃厚接触」には該当しないとみなされ、したがって検査を受ける義務もなくなった、ということになります。以前のように「運が悪ければ無症状でも2週間の隔離」の“恐怖”から解放されたのです。

このルール変更は歓迎されることです（私はそう思います）。しかしながら、ルールが変更されたのは、機内で感染するリスクが下がったからではありません。その逆に、このルール変更により機内での感染リスクは増大したと考えるべきです。機内で感染したかもしれない人が、感染に気付かずに移動を繰り返し、ウイル…

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・政府、帰国時のコロナ検査免除する方向で検討

＜TBS NEWS　2022年8月23日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/131923

****

[3] <u>労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第112号）</u>

［官報］　令和4年8月22日　号外　第180号　1～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220822/20220822g00180/20220822g001800001f.html

○厚生労働省令第112号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年8月22日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（様式の任意性） **第百条**　法に基づく省令に定める様式（様式第三号、<u>様式第六号から様式第六号の三まで</u>、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）様式第三号、四アルキ	（様式の任意性） **第百条**　法に基づく省令に定める様式（様式第三号、<u>様式第六号、様式第六号の二</u>、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）様式第三号、四アルキル鉛中

ル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。	毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

（労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

労働安全衛生規則様式第六号の二を様式第六号の三とし、様式第六号の次に様式を加える改正規定を次のように改める。

様式第六号の二を第六号の三とし、様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第６号の２（５２条関係）　有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書　　―省略―

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

****

[4] 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第９号）

［官報］　令和４年８月 22 日　号外　第 180 号　14～15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220822/20220822g00180/20220822g001800014f.html

○経済産業省、環境省告示第９号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十六条第一項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成二十六年経済産業省・環境省告示第十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和４年８月 22 日　　経済産業大臣　西村　康稔

環境大臣　西村　明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第一　（略） 第二　管理第一種特定製品の点検に関する事項 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 １　管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 ⑴　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。 ⑵　⑴の簡易点検は、次により行うこと。 ①　別表１の第１欄に掲げる管理第一種特定製	第一　（略） 第二　管理第一種特定製品の点検に関する事項 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 １　管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 ⑴　第一種特定製品の管理者は、３月に１回以上管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。 ⑵　⑴の簡易点検は、次により行うこと。 ①　別表１の第１欄に掲げる管理第一種特定製

品の種類に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項について、３月に１回以上、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。なお、漏えい又は故障等を常時監視するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち次に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合にあっては、これをもって検査に代えることができる。	品の種類に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項について、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。
イ　管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値を１日に１回以上計測すること。	（新設）
ロ　イの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを１日に１回以上診断すること。	（新設）
ハ　イの状態値又は□の診断の結果を１日に１回以上記録し、１年以上保存すること。	（新設）
ニ　ロの診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係る管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を容易に解除することができない方法により直ちに当該診断の結果を通知すること。また、当該通知の履歴を１年以上保存すること。	（新設）
ホ　漏えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業会標準規格（ＪＲＡ）若しくは日本産業規格(ＪＩＳ)で規定され、又は管理第一種特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で試験が行われ、適正な充填量の 30%の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能であることが確認されていること。	（新設）
②　①の検査又は常時監視システムにより、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。	②　①の検査により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。
③　（略）	③　（略）

２　（略） 第三　（略） 第四　管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項 １　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（２による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から３年を経過 するまで、保存すること。 ⑴～⑶　（略） ⑷　第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日（常時監視システムを用いて第二の１の（2）の①の検査に代えた場合にあっては、その期間。）を記載すること。） ⑸～⑼　（略） ２～５　（略）	２　（略） 第三　（略） 第四　管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項 １　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（２による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から３年を経過 するまで、保存すること。 ⑴～⑶　（略） ⑷　第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。） ⑸～⑼　（略） ２～５　（略）

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇料理のＣＯ２排出量、メニューに表示　英レストラン

＜ＡＦＰ＝時事　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20220822043403a&g=afp

英イングランド南西部ブリストルにあるベジタリアンレストラン「ザ・カンティーン」では、メニューに料理の二酸化炭素（ＣＯ２）排出量を表示している。客は料理ごとに、素材の調達から廃棄・リサイクルに至るまでの総排出量を確認できるのだ。

例えば「ニンジンとビーツのパコラ（南アジアの揚げ物料理）ヨーグルトソース添え」の排出量は１６グラム。「ナスのみそハリッサソースあえ、タブーラ（パセリのサラダ）とザータルトースト添え」では６７５グラムとなっている。

店が提供していない料理との比較も示されている。それによるとビーフハンバーガーの排出量は、肉を使わないビーガンバーガーの１０倍だ。

テラス席でビールを飲んでいた男性客（３７）が驚きの声を上げた。「（ビーフ）ハンバーガー（の排出量）は３キロだって。信じられない」

各国が世界の気温上昇を産業革命前の水準に比べて１．５度に抑え、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標の達成に躍起になる中、企業や消費者が排出するＣＯ２に厳しい目が向けられている。

英政府統計によると、平均的な英国人が１年間に排出するＣＯ２は１０トン以上。英国は、気候変動に関する国際的な公約を果たすため、２０３５年までに排出量を１９９０年比で７８％削減するという野心的な目標を掲げている。

ザ・カンティーンが英国で初めて、メニューへの排出量表示を始めたのは７月。菜食主義を推進する慈善団体「ビバ！」のキャンペーンに賛同したからだ。マネジャーのリアム・ストック氏は、「自分たちの行動を確認し、理解し、改善する」ための手段になると説明した。

■「気候非常事態」

国連の気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）の専門家は４月、植物性の食生活への切り替えは個人の排出量を削減する最も効果的な方法の一つだとの見解を示した。

畜産業ではＣＯ２を吸収する森林を伐採し、放牧地や、飼料用大豆の耕作地へと転換してしまう。家畜もまた、温室効果ガスの一種であるメタンガスを大量に排出する。

レストランで料理ごとの排出量を客に提示することが注文にどう影響するかはまだ分からないが、革新的なメニュー表示は人々の関心と支持を集めているとストック氏は話す。「イングランドでは、大手レストランチェーンに（メニューへの）カロリー表示が法律で義務付けられている。でも、それよりもＣＯ２排出量を知りたいという人が多い」

ただ、前出の男性客は、ビーフハンバーガーと他の料理の排出量に「大きな」差があることを認めた上で、注文した料理のカロリー量やＣＯ２排出量に必ずしも煩わされたくはないと語った。「外食する時は楽しむことを優先したい」

これに対し、「ビバ！」のキャンペーン責任者ローラ・ヘルウィグ氏は、ＣＯ２排出量の表示は義務にすべきだと主張する。「私たちは気候非常事態に直面しており、消費者は十分な情報に基づいて選択できなければならない」

肉料理とビーガン料理の排出量比較を見れば「ほとんどの人は実際に地球のための選択をするだろう」と話した。

■「ゆりかごから店まで」

ストック氏によれば、ザ・カンティーンの食材は地産地消が中心で、料理のＣＯ２排出量が低いのは予想通りだったが、輸入香辛料が排出量を押し上げる要因になっているなど、意外な発見も幾つかあった。

排出量については、レシピや食材調達先の情報を「マイ・エミッションズ」という専門会社に送り、生産から加工、輸送、包装に至るまでの総量を算出してもらっている。「ゆりかごから店まで」のＣＯ２総排出量ということになる。

ザ・カンティーンで食事をしていた男性（４３）は、「二つの料理のどちらかを選ぶ場合、空腹の度合いにもよるが、排出量が小さいものを選ぶかもしれない」と語った。

****

[6] ***環境安全関係***

◇公害の時代に子どもが思ったこと　四日市の団体が冊子に

＜朝日新聞　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8P76TSQ7TONFB01M.html

三重県四日市市にコンビナートが建設された 1950 年代後半以降に生まれ育った世代の人々は、少年・少女期に遭遇した公害の時代をどう受け止めていたのか。市民団体「四日市再生『公害市民塾』」が証言をまとめた冊子「四日市公害　当時の子どもたちの声」を作成し、配布を始めた。

収録したのは、四日市公害訴訟の判決があった 72 年 7 月時点で、11〜16 歳だった 8 人と、当時の小学生の母親 1 人の計 9 人。今年 1 月から聞き取りを続けてきた。

四日市公害では、判決当時 9 歳だった谷田尚子さんがぜんそくで亡くなるなど、子どもの犠牲者も出た。編集にあたった市民塾の三輪晃久さん（67）は「選択の余地なく、公害の中に放り込まれた世代が見た光景、気持ちを知ってもらい、今の子どもたちが公害への理解を深めるきっかけにしたかった」と話す。

例えば、第 2 コンビナートと隣接する四日市市橋北地区に住んでいた女性は、認定患者だった小学生のころの出来事を振り返った。

「マラソンの次の授業の間ずっと咳（せき）が止まらず、とても苦しかった。後日のマラソンには参加せず、ズル休みだと責められ、悔しい思いでした」

同時に、複雑な心情も吐露した。

「ぜん息よりも認定患者でいることが苦痛でした。中学に入って認定を解除された時はホッとしました」

証言中に挿入したイラストは、漫画家の矢田恵梨子さんが四日市公害を描いた作品「ソラノイト」から提供。

後半には、70 年代に活動した「四日市公害と戦う市民兵の会」が発行していたミニコミ誌「公害トマレ」に掲載された被害者の証言を掲載した。

冊子は、印刷した用紙を重ねて二つ折りにし、折った部分を針金でとじた「中綴（と）じ」で製本した。市民塾は「ばらして、両面コピーすれば、簡単に複製をつくれる。小学校などでの教材として活用してほしい」としている。

冊子は 7 月 24 日にあった判決 50 年記念の集いで配布したほか、四日市市内の小学校にも贈る予定。B5 判、40 ページ。問い合わせは市民塾の伊藤三男さん（090・3151・8971）。

****

[7] ***エネルギー問題***

◇「今週一週間の電力需給の見通し（8 月 20 日～8 月 26 日）」を公表しました

＜経済産業省　2022 年 8 月 22 日＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/pdf/0819_jyukyuu.pdf

---

◇大型バイオマス発電、続けられる？　燃料輸入頼み、価格や環境不安

＜毎日新聞　2022 年 8 月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220820/k00/00m/040/082000c

脱炭素社会実現に向け、政府は再生可能エネルギーの主力電源化を進める。だが、再生エネの一つ、大型のバイオマス発電は今、経済性、持続可能性いずれの観点からも岐路に立たされている。

ウクライナ侵攻で争奪戦、価格急騰

「燃料代がさらに高騰すると事業継続は難しくなる」。近畿地方で大型のバイオマス発電所を計画する会社の担当者は悲鳴を上げる。

この会社は、アブラヤシの実から油を搾り取った後の殻（ヤシ殻）を燃料としてインドネシアから輸入し、2024 年中の運転開始を目指している。…

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度「二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業」の公募について

＜環境省　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00457.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇日本産業規格（経済産業省）

［官報］　令和４年８月 22 日　本紙　第 801 号　7～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220822/20220822h00801/20220822h008010007f.html

日本産業規格

令和４年８月 22 日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和 S 法律第 185 号）第 19 条の規定に基づき公示する。

令和４年８月 22 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

記

―関係分のみ抜粋、記載した。＜ACSES 事務局＞―

制定された日本産業規格

（認定産業標準作成機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

マネジメントシステムのパフォーマンス改善―品質マネジメント教育の指針　　Q9029

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

環境条件の分類―第３－０部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類―通則　　C 60721-3-0

環境条件の分類―第３－１部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類―保管条件　C 60721-3-1

リスクマネジメント―リスクアセスメント技法　　Q31010

(内容省略)

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

◇日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2022 年８月分）

＜経済産業省　2022 年８月 22 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220822001/20220822001.html?from=mj

1. 今回の JIS の制定・改正内容

① 電子書籍フォーマット EPUB のアクセシビリティに関する JIS 制定

② トイレの節水に関する JIS を改正

◇学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（文部科学省告示第 109 号）

［官報］　令和４年８月 22 日　号外　第 180 号　4～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220822/20220822g00180/20220822g001800004f.html

---

◇学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（文部科学省告示第 110 号）

［官報］　令和４年８月 22 日　号外　第 180 号　7～14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220822/20220822g00180/20220822g001800007f.html

---

◇産後パパ育休（出生時育児休業）が 10 月１日から施行されます

～９月から周知広報を強化し、男性の育児休業取得を推進～

＜厚生労働省　2022 年８月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bLHI4ZZ1XbP6kBY

厚生労働省は、改正育児・介護休業法により今年 10 月１日から施行される「産後パパ育休」（出生時育児休業）や「育児休業の分割取得」等をＰＲするための周知広報を、下記のとおり９月から集中的に実施します。

＜周知広報実施内容＞

・９月１日「男性の育児休業取得促進シンポジウム」（オンライン）を開催。【別添資料２参照】

・都道府県労働局で改正育児・介護休業法説明会を順次開催。
　イクメンプロジェクトでも企業・管理職・若年者層に向けたセミナーを開催。

・都道府県労働局に設置の育児休業・産後パパ育休に関する「特別相談窓口」で育児休業に関するあらゆる相談に　対応。※

・男性の育児休業取得促進のためのミニリーフレットを、各市区町村の母子保健窓口等を通じて出産予定の全ての方に配付（９月以降）【別添資料３参照】。

令和３年度の男性の育児休業取得率は 13.97％と９年連続で上昇し、過去最高となっています（令和３年度雇用均等基本調査）。厚生労働省では、上記取り組みを含め、男性の育児休業取得の更なる推進を図っていきます。

※都道府県労働局　育児休業・産後パパ育休「特別相談窓口」

　都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に、企業・労働者向けの育児休業に関する特別相談窓口を設置し、育児休業制度に関するあらゆる問い合わせに対応しています。「育児休業が取得できない」「育児休業の取得を理由として不利益な取り扱いを受けた」などの相談には、事実確認のうえ、是正指導や労使間の紛争解決の援助を行っています。

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年９月の石綿健康被害判定小委員会・分科会の開催について　　９月５、9、14、21、30 日

＜環境省　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00440.html
　　医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）
・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　　９月５日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=AeRZjhyL9cdJrT-TY
　　議題　https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000978095.pdf
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和４年度第２回安全技術調査会資料　　8 月 22 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-ZbjB6J98VLrzCRY
１．　新たに承認された新型コロナウイルスのワクチン接種者の採血制限について
２．　新型コロナウイルスのワクチン接種者の採血制限の見直しについて
３．　サル痘に係る安全対策について
４．　その他
・中央鉱山保安協議会　金属鉱業等鉱害防止部会（第１回）　　8 月 31 日
＜経済産業省　2022 年 8 月 22 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46967
1. これまでの鉱害防止事業の取り組みとその実績について
2. 第６次基本方針の策定に向けて
・総合資源エネルギー調査会　第４回省エネルギー・新エネルギー分科会水素政策小委員会　資源・燃料分科会アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会　合同会議　　8 月 26 日
＜経済産業省　2022 年 8 月 22 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46988
1. 水素・アンモニアの商用サプライチェーン支援制度について
2. 効率的な水素・アンモニア供給インフラの整備について
・第 68 回　食品表示部会　　8 月 22 日
＜内閣府　2022 年 8 月 22 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/068/shiryou/index.html
　　「食品表示のデジタルツール活用に係る検討調査事業」について
・令和４年度教職員等環境教育リーダー養成研修の開催について
＜環境省　2022 年 8 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00437.html
（1）カリキュラム・デザイン・コース
（2）プログラム・デザイン・コース
****
[11] *その他*
・「女子大でなくなる」懸念　トランスジェンダー受け入れ　重ねた対話
＜朝日新聞　2022 年 8 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8N77LTQ8HUTIL001.html
　2020 年 1 月、日本女子大の小山聡子教授は、21 年度からのトランスジェンダーの女性の受け入れをめぐる教職員向けの意向調査結果に、目を見張った。
　「(受け入れは) 可能だと思う」が約半数で最も多かったが、「可能だと思わない」「わからない」がそれぞれ約 4 分の 1 を占め、想像以上に多かった。
　自由記述欄には「それをやったら、女子大ではなくなってしまうのではないか」「受け入れ自体に反対ではないが、まだ準備が整っていない。いまの状態では、むしろトランスジェンダーの学生を傷つけるのでは」といった懸念の言葉が並んだ。学内の委員会では 21 年度から受け入れる方向で進めていたが、仕切り直さざるを得なかった。
生まれたときの性別と自認する性別が異なるトランスジェンダーの学生の受け入れが、女子大で進みつつあります。2024 年度からの入学を認めた日本女子大学の担当者は、検討を重ねるなかで「女子大の意義を問い直した」と言います。何があったのか。その経緯を聞きました。
根強い懸念、「ここで強行するのは……」

日本女子大が受け入れの検討を始めたのは 15 年。トランスジェンダーの女児の保護者から、付属中学への受験について問い合わせがあったことがきっかけだった。このときは意見がまとまらず、「時期尚早」との結論に。その後も大学で議論を続け、17 年度から本格的な検討を始めた。

18 年度末には、「自認する…

********** 以上 **********